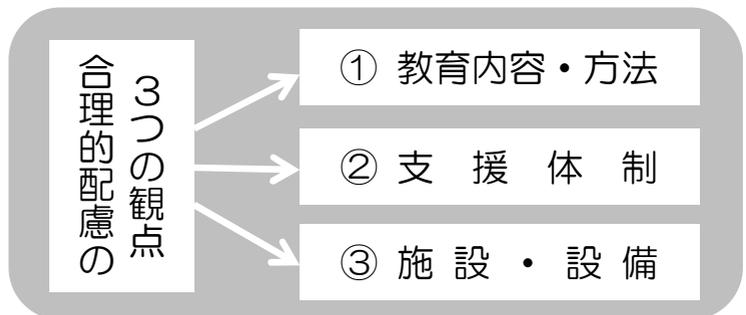


# あ (い) インクルーシブ教育の 実現に向けて

我が国の「合理的配慮」の義務化は、平成18年に国連総会で採択された『障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）』に署名してから動き始めました。



以降、共生社会の形成に向けて障害者を包含する教育制度「インクルーシブ教育システム」をつくるために法の整備が進められ、公立学校では、次の3つの観点で「合理的配慮」に取り組むことが義務づけられるようになりました。



※ 次号からは、観点別に事例を掲載する予定です。